

○遺贈とは・・・

個人が亡くなったとき、自らが築いてきた財産の全部または一部を、遺言によって特定の団体や人々に贈ることを「遺贈」といいます。自分が役立ててほしいと思う人や団体に遺贈の手続きをしておくことで、人生の最後に残った財産を後の社会に、次の世代を担う人たちのために、役立てることができます。この方法により、皆さまの大切な財産の一部を国立美術館の様々な活動に活かしていただくことができます。当法人に遺贈していただいた財産に相続税はかかりません*。

また、遺言書を作成し自身の意思を示すことで、残された方々の遺産分割を、複雑な手続きを踏むことなく、スムーズに進めることにもつながります。

*相続税に関して優遇措置のある団体に遺贈した場合に対象となります。また税務に関する各種お問い合わせについては、最寄りの税務署または税理士までご確認ください。

○遺贈寄附の3つの方法

形式	概要
自筆証書遺言	遺言者がすべて手書きで作成し、署名・押印します。手軽にできますが、誤字脱字や形式の不備で無効になるリスクや、紛失・偽造・変造のリスクが伴います。
公正証書遺言	公証役場で、公証人の確認のもと作成し、作成後は公証役場で保管されます。費用はかかりますが、形式の不備で無効になるリスクや、紛失・偽造・変造のリスクが低いとされています。
秘密証書遺言	作成した遺言書に封をして公証役場に持ち込み、遺言書の存在を認証してもらうものです。遺言の内容を秘密にしながら、存在を明らかにできますが、費用や手間がかかってしまいます。

遺言をするには、上記の3つの形式が利用されていますが、公正証書遺言以外の方法を利用すると、遺言者の死後に、家庭裁判所において「検認」という作業が必要になるほか、上記のような様々なリスクを伴うことが予想されるため、それぞれの特徴から「公正証書遺言」を作成することをお勧めいたします。

○遺言執行者について

ただし、「公正証書遺言」を作成しておけば安心だという訳ではありません。遺言書を作成したら、この内容を誠実に執行してくれるような、信頼できる第三者に託しておくことが大切です。例えば、弁護士や専門機関である銀行や信託銀行などを遺言執行者に指定することで、遺言内容が実行されないというリスクはかなり軽減されるでしょう。

国立美術館では遺贈に関して提携している金融機関があります。遺贈のお手続きにつきましては、次にご案内いたします。

○遺贈のお手続きについて

国立美術館への遺贈によるご寄附をお考えの方

独立行政法人国立美術館寄附・遺贈担当にご相談ください。

ご自身で弁護士や銀行などの専門家に直接ご相談いただいても構いません。（ご任意）



国立美術館にご相談いただく場合

【国立美術館】金融機関をご紹介

当法人の提携金融機関※をご紹介いたします。

（2019 年 10 月現在：三井住友銀行と提携）



【銀行】「遺言信託」の照会窓口をご案内

銀行の専門スタッフが事前のご相談を承ります。



【お客さま】遺言書の作成、「遺言信託」の契約

公証役場において、公正証書遺言を作成し、
銀行と「遺言信託」の契約を締結します。



【銀行】遺言書の保管

銀行にて公正証書遺言（正本）を保管するとともに、
財産や推定相続人、配分方法等について、遺言内容に変更が
ないかどうか定期的にご照会させていただきます。



【銀行】遺言の執行

お客さまがご逝去された際は、遺言書に記載されている
内容に基づき、相続財産を国立美術館へ遺贈する手続を行います。

※提携金融機関におけるサービス（遺言信託等）を利用される際は、所定の手数料・報酬等がかかります。また、公証役場での公正証書の作成についても別途費用がかかります。

○お願い

国立美術館では、不動産や有価証券などの現金以外のご寄附に関しましては、原則として対応しておりません。

ご不明点等ございましたらお気軽に担当宛にお問い合わせくださいませ。

独立行政法人国立美術館

本部事務局 寄附・遺贈担当

住所： 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園 3-1

E-mail : kifu@momat.go.jp

電話： 03-3214-2619 （担当直通番号）

（土・日・祝日、年末年始を除く 9：30～18：00）